

次代の北海道を担う青少年育成協議会規約 新旧対照表

改正後	現行	改正理由
<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>第5条 協議会に、次の役員を置く。                      (1)～(3) (略)</p> <p>2 会長は、北海道<u>保健福祉部子ども応援社会推進監</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局は、北海道<u>保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課</u>内に設置する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事務局長は、北海道<u>保健福祉部子ども政策局子ども家庭支援課虐待防止対策担当課長</u>をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条 ～ 第16条 (略)</p> <p><u>附則</u>                      この規則は、令和5年6月1日から施行する。</p>	<p>第1条 ～ 第4条 (略)</p> <p>第5条 協議会に、次の役員を置く。                      (1)～(3) (略)</p> <p>2 会長は、北海道<u>環境生活部長</u>をもって充てる。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第6条 ～ 第10条 (略)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 事務局は、北海道<u>環境生活部くらし安全局道民生活課</u>内に設置する。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 事務局長は、北海道<u>環境生活部くらし安全局道民生活課長</u>をもって充てる。</p> <p>5 (略)</p> <p>第12条 ～ 第16条 (略)</p>	<p>道の組織機構改正 (R5. 6. 1) に伴う規定整備</p>

## 別表（第4条関係）

## 次代の北海道を担う青少年育成協議会委員

委員名	備考
北海道経済連合会会長	
一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭	
北海道経済同友会代表幹事	
北海道商工会連合会会長	
北海道中小企業団体中央会会長	
一般社団法人北海道建設業協会会長	
公益社団法人北海道観光振興機構会長	
北海道商店街振興組合連合会理事長	
北海道農業協同組合中央会会長	
ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長	
北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
北海道林業協会会長	
北海道森林組合連合会会長	
北海道木材産業協同組合連合会代表理事会長	
北海道高等学校PTA連合会会長	
一般社団法人北海道貿易物産振興会会長	
公益財団法人北海道青少年育成協会会長	
北海道教育委員会教育庁学校教育局局長（高校教育課）	
北海道	
保健福祉部子ども応援社会推進監	会長
保健福祉部子ども政策局子育て支援担当局長	
総務部教育・法人局長（学事課）	

## 別表（第4条関係）

## 次代の北海道を担う青少年育成協議会委員

委員名	備考
北海道経済連合会会長	
一般社団法人北海道商工会議所連合会会頭	
北海道経済同友会代表幹事	
北海道商工会連合会会長	
北海道中小企業団体中央会会長	
一般社団法人北海道建設業協会会長	
公益社団法人北海道観光振興機構会長	
北海道商店街振興組合連合会理事長	
北海道農業協同組合中央会会長	
ホクレン農業協同組合連合会代表理事会長	
北海道漁業協同組合連合会代表理事会長	
北海道林業協会会長	
北海道森林組合連合会会長	
北海道木材産業協同組合連合会代表理事会長	
北海道高等学校PTA連合会会長	
一般社団法人北海道貿易物産振興会会長	
公益財団法人北海道青少年育成協会会長	
北海道教育委員会教育庁学校教育局局長（高校教育課）	
北海道	
環境生活部長	会長
環境生活部くらし安全局長	
総務部教育・法人局長（学事課）	